

科研費の最近の動向及び 令和 3 (2021)年度公募について

令和 2 (2020) 年 9 月
独立行政法人日本学術振興会



科研費における文部科学省と日本学術振興会の関係

科研費制度を所管

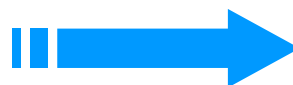
審査・評価・交付業務を担当



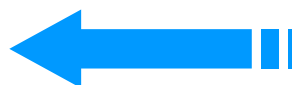
文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



両者が連携・協力して
制度改善などを検討



JAPAN SOCIETY FOR THE PROMOTION OF SCIENCE

日本学術振興会

科学技術・学術審議会学術分科会
・研究費部会
・科学研究費補助金審査部会 等

・科学研究費委員会
・学術システム研究センター

外部からの要望等の受付（科研費に関するご意見・ご要望受付窓口設置）

科研費の制度改善は、文部科学省と日本学術振興会において、制度設計の理念、制度の変遷、整合性、応募や審査の変遷・実態、研究者等からの意見・要望なども考慮の上、検討している。

1. 近年の公募内容変更事項及び

令和3年度科研費公募における主な変更点


2. 科研費審査システム改革等について

3. 科研費の使用等に関する主な改善点・変更点

について

4. その他

説明資料について

- 本説明資料では、科研費制度の最近の動向として、科研費改革に関連する改善点やその背景等とともに、近年の公募内容変更事項や「令和3年度科研費公募における主な変更点」等の説明を行い、制度への理解を深めてもらうことを目的としております。
- 令和3年度公募で新たに変更した内容については、右上に  マークを付けております。
- 本説明資料は重要な内容を抜粋して掲載したものです。詳細は必ず公募要領等をご確認ください。
- 本説明資料をご覧いただきご不明な点等がありましたら、FAQをご参照いただくとともに電話にて各担当までお問い合わせください。

1. 近年の公募内容変更事項及び

令和3年度科研費公募における主な変更点

2. 科研費審査システム改革等について

3. 科研費の使用等に関する主な改善点・変更点 について

4. その他

若手研究者の挑戦機会の拡大について

- 若手研究者の挑戦機会の拡大は、科研費改革における重要な要素のひとつです。科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会における審議において「若手研究」と関連する種目群との関連性を考慮、整理の上「科研費若手支援プラン」が策定されました。このプランは、挑戦機会を増やすことでオープンな場での切磋琢磨を促進するための様々な取組が講じられています。一連の資料は、若手研究者の挑戦機会の拡大を念頭に講じている取組で公募内容に関連の深い事項を説明しております。

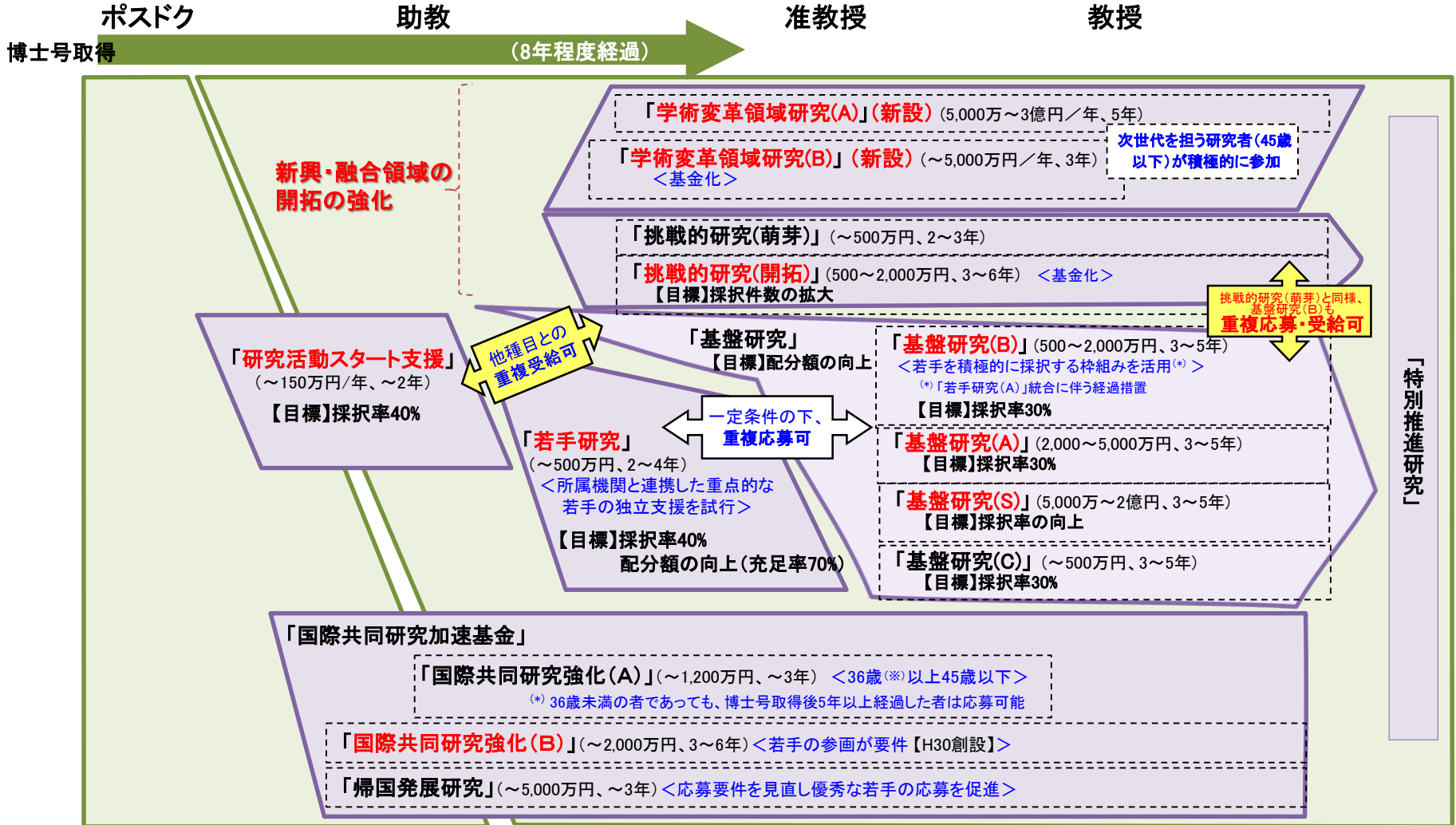
科研費若手支援プラン(令和元年改訂版)

【基本的な考え方】

博士人材育成と軌を一にして、研究者のキャリアに応じた効果的な支援策を切れ目無く展開

→研究室主宰者としての円滑な独立を支援するとともに、挑戦機会を増やすことでオープンな場での切磋琢磨を促進

※若手のロールモデルとなる中堅層への支援を含め、科研費を改革・強化



※図は令和元年度のものであり、青字の記載は現行とは異なるものがあります。研究者のキャリアに応じた支援を展開していることを示す資料として掲載しています。

前提① 科研費に「若手研究」を設定している趣旨、種目の位置付けの再確認

科研費による若手研究者の支援の在り方

若手研究者支援の在り方の検討においては、科研費の体系において中核である「**基盤研究**」を中心に据え、**将来的に若手研究者が「基盤研究」へ移行していくということに重点を置いて検討すべき**である。

若手研究者が研究活動を始める段階で研究の機会を与えるために、支援を行うことは重要であるが、**できるだけ早い段階で、より円滑に、科研費の中核である「基盤研究」に移行していくことができるように、若手研究者支援の枠組みを作っていくことが重要**である。

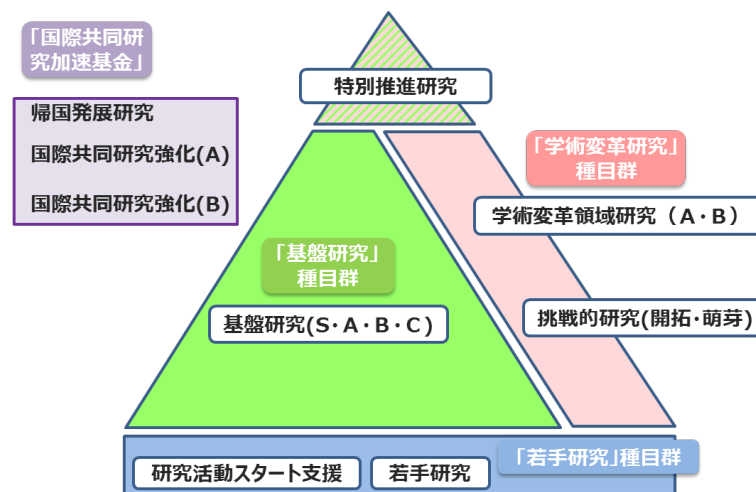
「科学研究費補助金に関し当面講ずべき措置について（これまでの審議のまとめ）」
(平成21年7月16日 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会)

「若手研究」の目的・意義の再確認

「若手研究」の目的・意義は「**経験の少ない若手研究者に研究費を得る機会を与え、研究者として良いスタートを切れるように支援すること**」、そして、「**若手研究者が十分に力を蓄えていない段階であっても、支援をすることにより、多様な試みの中から本当に育つべきものがしっかりと足掛かりを得、将来の斬新な研究につながっていくようにすること**」にあり、科研費の中でも**若手研究者に限定した一定期間の特別な支援**である。

「科研費による挑戦的な研究に対する支援強化について」
(平成28年12月20日 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会)

科研費の各研究種目の役割及び全体構成等



前提② 「若手研究」は制度の趣旨を踏まえ、一貫した考え方の下、これまで様々な制度を改善。

H22

↳

- 「若手研究（S・A・B）」全体を通じて、**受給回数を2回に限定**
- 若手研究のうち**4年の研究期間の研究**については、**基盤研究への研究計画最終年度前年度応募の重複応募制限を緩和**

H30

↳

- 若手研究の**研究計画最終年度前年度応募対象を4年の研究から3年以上の研究に拡大**
- 若手研究の応募要件を39歳以下から、**博士号取得後8年未満の者**に変更

- 「若手研究（A）」の見直し（「基盤研究」への統合）

経験の浅い若手研究者に独立して研究する機会を与え、研究者としての良いスタートを切れるようにするという「若手研究」の趣旨に鑑みれば、既にシニアな研究者と十分に競い合うことのできる研究者については、特別な制度である「若手研究（A）」によることなく、「基盤研究」種目群の充実により、そのキャリア形成に即した適切な支援が十分可能であり、好ましい在り方と言える。

「科研費による挑戦的な研究に対する支援強化について」（平成28年12月20日 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会）

- 「若手研究（A）」の見直しに伴い、「基盤研究（B）」の審査において、若手研究者による応募課題から**優先的に採択できる枠組みの設置**（時限的な経過措置：令和2年度助成をもって終了）

【令和2年度公募から開始】若手研究者の挑戦機会の拡大 R2公募の変更点

「若手研究」見直し後の若手研究者の応募動向等からは、若手研究の目的の一つである「基盤研究」への円滑な移行、特に「より大きな規模の研究種目への挑戦」という部分に課題。

〈現状認識〉

- 「若手研究（A）」の新規公募停止に伴って、従来「若手研究（A）」に応募していた研究者層が一定程度、金額規模が近い「基盤研究（B）」へ移行。
- 一方で、金額規模がより小さな「基盤研究（C）」への移行の傾向が強いことが確認されている。また、「基盤研究（S）、（A）」への若手研究者による応募は従前より非常に少ない。
- これらの要因として、若手研究者の研究ポストの不安定性等の我が国の研究環境が抱える課題を背景として、若手研究者が自らの研究を発展させるため、リスクを取って大規模な研究に挑戦することが困難な状況となっているのではないか。
- 研究の高度化や国際競争の激化の最中において更なる研究力向上を図るためには優秀な若手研究者に対して、より大規模な研究課題への挑戦を促すことが必要ではないか。
- 「若手研究」を基とした「研究計画最終年度前年度応募」の活用状況は低い割合にとどまっている。



優秀な若手研究者に対して、より大規模な研究への挑戦を促すため、

「若手研究（2回目）」の応募要件を満たす者が、基盤研究（S）、（A）、（B）に応募する場合は、「若手研究（2回目）」との重複応募を可能とする。

（両方採択となった場合は、基盤研究を優先）

【参考】令和2年度公募で行った重複応募制限等の緩和について(その1)

「若手研究（2回目）」と「基盤研究（S・A・B）」との重複応募・採択状況

速報値

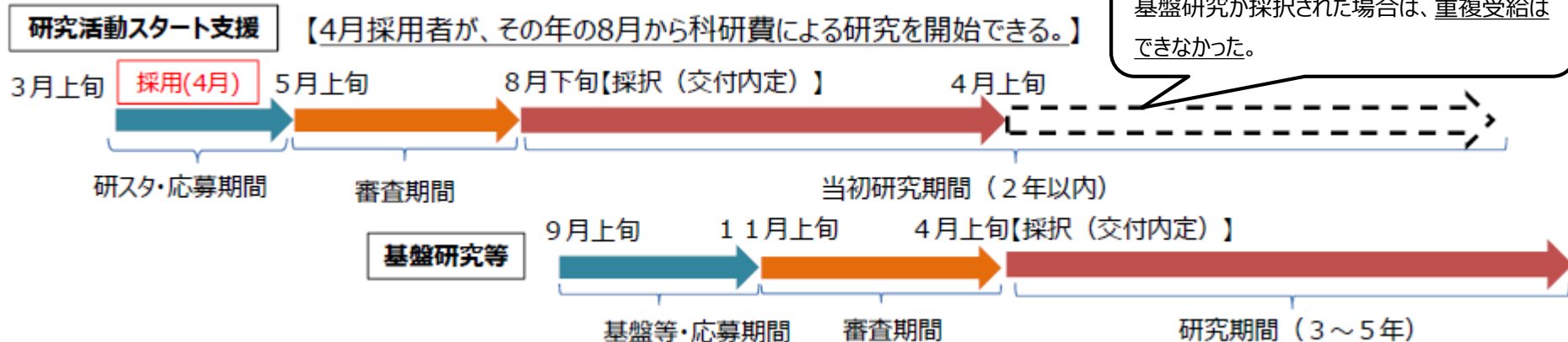
令和2年度公募	若手研究と基盤研究の 重複応募件数	基盤研究の 採択件数	若手研究の 採択件数
基盤研究(S)	1	0	1
基盤研究(A)	6	0	3
基盤研究(B)	559	121	415

(基盤研究と若手研究(2回目)がいずれも採択された場合は、基盤研究のみを実施。基盤研究(C)は重複応募の対象外)
(「若手研究の採択件数」には基盤研究に同時に採択されたため、実施されない若手研究の件数を含む)

- この緩和措置により、600名弱が「基盤研究（S・A・B）」と重複応募。
- 自身の研究計画に対応する規模の研究種目への挑戦が確認できる。
- このうち基盤研究（B）では121名が採択されており、基盤研究に不採択の場合であっても、多くの研究者が若手研究として採択されている。
- 「若手研究」の採択等を通じて一定の経験を積んだ若手研究者が、次のステップに進もうと、より大規模な研究への挑戦を望む際のリスク緩和を図り、若手研究者の挑戦機会を拡大する」という目的を踏まえた緩和措置について、一定の効果があったと考えられる。

「研究活動スタート支援」の他研究種目との重複受給制限の緩和

●従前の公募～審査～研究のスケジュール



【背景】

○「研究活動スタート支援」は、採択者に占める若手研究者比率が非常に高く（H30実績：約85%）、**若手研究者のチャレンジの機会を促進し、研究環境の更なる向上に向けた制度改善**として、有益な取組である。

○重複受給制限を課して、8月下旬の採択から約7ヶ月間で廃止するより、**当初計画に基づいて研究を継続させることが、効果的な研究実施に資する。**



【制度改善の方向性】

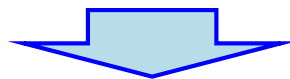
新しい、柔軟な発想を持った採用直後の研究者に一層の挑戦を促すため、**他種目との重複受給制限を緩和**

「若手研究」の研究期間の延伸

「第6期科学技術基本計画に向けた科研費の改善・充実について
(中間まとめ)」
(令和2年6月30日 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会)

現状

- 「若手研究」の目的・意義は、「経験の少ない若手研究者に研究費を得る機会を与え、研究者として良いスタートを切れるように支援すること」、そして、「若手研究者が十分に力を蓄えていない段階であっても、支援をすることにより、多様な試みの中から本当に育つべきものがしっかりと足掛かりを得、将来の斬新な研究につながっていくようにすること」にあり、科研費の中でも**若手研究者に限定した一定期間の特別な支援**である。
- 若手研究者が継続的・安定的に研究を遂行できることは極めて重要であり、「基盤研究(A・B・C)」と同様、研究期間を延伸することを検討すべきではないか。



改善に向けた方向性

- これまで以上に継続的・安定的な研究実施を可能とするため、研究期間の上限を5年間に延伸する。なお、若手研究者が次のキャリアを形成していく上で、研究期間設定の自由度は高い方が望ましいと考えられるため、下限は引き続き2年間とする。

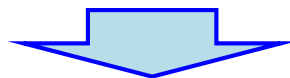
令和3(2021)年度公募より、「若手研究」の研究期間を「2～4年間」から「2～5年間」に延伸する。

「若手研究」種目群への「基盤研究」種目群採択者の応募制限

現状

「第6期科学技術基本計画に向けた科研費の改善・充実について
(中間まとめ)」
(令和2年6月30日 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会)

- (再掲) 「若手研究」の目的・意義は、「**経験の少ない若手研究者に研究費を得る機会を与え、研究者として良いスタートを切れるように支援すること**」、そして、「**若手研究者が十分に力を蓄えていない段階であっても、支援をすることにより、多様な試みの中から本当に育つべきものがしっかりと足掛かりを得、将来の斬新な研究につながっていくようにすること**」にあり、科研費の中でも**若手研究者に限定した一定期間の特別な支援**である。



改善に向けた方向性

- 「若手研究」種目群の趣旨に照らし、「若手研究」種目群から「基盤研究」種目群へのスムーズな移行を励行するため、一度「基盤研究」種目群を受給した者については、「若手研究」への応募を認めない方向で応募制限を見直す。
- 具体的には、研究費部会において、若手研究者が「できるだけ早い段階で、より円滑に、科研費の中核である「基盤研究」に移行していくこと」の重要性が示された平成21年度(平成22年度助成)以降に「基盤研究」種目群を受給したものが応募制限の対象。

令和3(2021)年度公募より、平成22年度以降に「基盤研究」種目群を受給した者の「若手研究」への応募を認めないこととする。

※ 電子申請システム上で応募が受け付けられても審査に付されませんので応募の際には十分注意してください。

「若手研究」の応募資格経過措置について①

R3公募
NEW!

若手研究における応募資格の経過措置

「第6期科学技術基本計画に向けた科研費の改善・充実について
(中間まとめ)」
(令和2年6月30日 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会)

経過措置導入の背景

- 「若手研究」の応募要件は、若手研究者のキャリア形成に係る多様なニーズに的確に応えるとともに、国際通用性にも留意し、より効果的な支援を行う観点から、平成30年度助成より、年齢から博士号取得後の年数に見直された。
- この応募要件見直しによる激変が生じないよう、39歳以下の博士号未取得者については、当面は応募を認める経過措置を設けることとされたところ。
- また、経過措置の期間については、新要件導入後3年程度とし、応募・採択の状況を踏まえて改めて検討（分野の特質を勘案する適否を含む）することとされた。



改善に向けた方向性

- 新要件導入後3年の応募・採択の状況等を踏まえると、経過措置の導入により激変が生じることなく制度の定着が進んでいると考えられることから、令和2年度をもって応募資格の経過措置は終了することが適当。

令和3(2021)年度公募より「若手研究」の応募要件を「博士号取得後8年未満の者」とし、39歳以下の博士号未取得者対象の経過措置は令和2(2020)年度公募をもって終了。

「若手研究」の応募資格経過措置について②

令和3年度公募における「若手研究」応募の可否

応募要件から年齢を撤廃

	39歳以下の研究者	40歳以上の研究者
博士の学位未取得者	× (注1)	× (注1)
博士の学位取得後8年未満	○	○
博士の学位取得後8年以上	× (注2)	× (注2)

(注1)

応募時に博士の学位を取得しておらず、令和3年4月1日までに博士の学位を取得する見込の者は応募可能。

※ただし、博士の学位を取得できなかった場合には、採択されても交付申請を辞退。

(注2)

博士の学位取得後に取得した育児休業等（産前・産後の休暇、育児休業）の期間を除くと、博士の学位取得後8年未満となる者は応募可能。

優先採択の仕組み（経過措置）の廃止

「第6期科学技術基本計画に向けた科研費の改善・充実について（中間まとめ）」
(令和2年6月30日 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会)

経過措置導入の背景

- 経験の浅い若手研究者に独立して研究する機会を与え、研究者としての良いスタートを切れるようにするという「若手研究」の趣旨に鑑みれば、既にシニアな研究者と十分に競い合うことのできる研究者については、特別な制度である「若手研究(A)」によることなく、「基盤研究」種目群の充実により、そのキャリア形成に即した適切な支援が十分可能であり好ましい在り方ではないか、という考えのもと「若手研究(A)」が「基盤研究」種目群に統合。
- この見直しに伴い、若手研究者の採択状況をめぐって当事者に過度の不安を生じさせないよう「基盤研究(B)」の審査において、若手研究者による応募課題から積極的に採択できる枠組みの設置（時限的な経過措置）

改善に向けた方向性



- 「基盤研究(B)」の39歳以下の研究者の応募・採択件数は、本経過措置導入初年度の平成30年度に、前年度と比較し2倍以上に増加。また、令和2年度公募から「若手研究」と「基盤研究(S・A・B)」の重複応募制限を緩和したことにより、「基盤研究(B)」の39歳以下の研究者の応募・採択件数は更に増加している。
- これらの結果を踏まえると、本措置の目的はある程度達成されていると考えられることから、令和2年度をもって終了することが適当。

「基盤研究(B)」の審査において、若手研究者による応募課題から優先的に採択できる枠組みは令和2(2020)年度公募をもって終了。

「学術変革研究」種目群による挑戦的な研究の促進について

- 挑戦的な研究の促進は、科研費改革における重要な要素のひとつです。科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会における審議においては、「基盤研究」種目群とは別に「学術変革研究」種目群の体系が位置づけられています。
- また、「学術変革研究」種目群には、次代の学術の担い手となる研究者の参画を得つつ、多様な研究グループによる有機的な連携の下、様々な視点から、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを先導することなどを目的とする「学術変革領域研究」を設定するとともに、斬新な発想に基づき、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを志向する研究を対象とした「挑戦的研究」を設定しています。一連の資料は、「学術変革研究」種目群による挑戦的な研究の促進に関する取組を説明しております。

- 学術変革領域研究（A・B）の令和3（2021）年度の公募は、令和2（2020）年11月頃、文部科学省から行うことを予定しています。
- 「新学術領域研究（研究領域提案型）」の継続領域（平成30（2018）年度採択領域）の公募研究は、令和2（2020）年9月に文部科学省から公募します。

「学術変革領域研究」の創設

本種目は、新学術領域研究（研究領域提案型）を見直し、**次代の学術の担い手となる研究者の参画を得つつ、多様な研究グループによる有機的な連携の下、様々な視点から、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを先導すること**などを目的として創設するもの。

見直しのポイント

- 次代の学術の担い手となる研究者の積極的な参画により、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを先導することを目指す。
- 助成金額や研究期間等に応じて、二つの区分を設置。
 - ・「学術変革領域研究（A）」：新学術領域研究（研究領域提案型）の後継となる区分であり、研究領域を幅広く発展させる研究である「公募研究」をより充実。
 - ・「学術変革領域研究（B）」：次代の学術の担い手となる研究者が、より挑戦的かつ萌芽的な研究に短期的に取り組み、将来の発展的なグループ研究につなげることを可能とする区分として新設。
- 各区分の目的等に応じた審査方式、評価方式を採用。
 - ・「学術変革領域研究（A）」：「公募研究」の審査において、審査の効率化と審査委員の負担軽減を図るため、2段階書面審査を採用。採択領域については、中間評価結果を次の応募の際に活用するため4年目に実施するとともに、フォローアップを2年目に実施。
 - ・「学術変革領域研究（B）」：応募金額を考慮し、応募者及び審査委員の負担軽減を図るため、書面及び合議審査により採択を決定。（ヒアリングは実施しない）

各区分の概要

・学術変革領域研究（A）

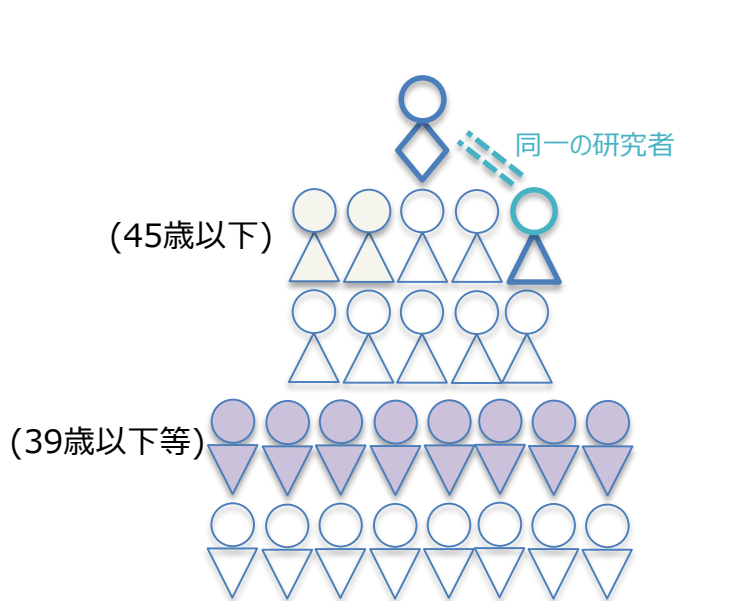
- 目的：多様な研究者の共創と融合により提案された研究領域において、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを先導するとともに、我が国の学術水準の向上・強化や若手研究者の育成につながる研究領域の創成を目指し、共同研究や設備の共用化等の取組を通じて提案研究領域を発展させる研究。
- 応募金額：5,000万円以上3億円まで（1研究領域／年）
 - ※ 真に必要な場合は応募上限額を超える申請も可能
- 研究期間：5年間
- 採択予定数：新学術領域研究と同数程度の採択を予定
 - ※ 新学術領域研究の採択数（令和元年度）18研究領域
- 領域構成：総括班・計画研究（※1）・公募研究（※2、3）
 - ※1 次代の学術の担い手となる研究者（45歳以下の研究者）を研究代表者とする計画研究（総括班を除く）が、複数含まれる領域構成。
 - ※2 公募研究の総採択件数の半数程度が若手研究者（博士の学位を取得後8年未満又は39歳以下の博士の学位を未取得の研究者）となるよう若手研究者を積極的に採択。
 - ※3 採択目安件数が15件（従来は10件）、又は領域全体の研究経費の15%（従来は10%）を上回るよう設定。

・学術変革領域研究（B）

- 目的：次代の学術の担い手となる研究者による少数・小規模の研究グループ（3～4グループ程度）が提案する研究領域において、より挑戦的かつ萌芽的な研究に取り組むことで、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを先導するとともに、我が国の学術水準の向上・強化につながる研究領域の創成を目指し、将来の（A）への展開などが期待される研究。
- 応募金額：5,000万円以下（1研究領域／年）
- 研究期間：3年間
- 採択予定数：（A）と同数程度の採択を予定
- 領域構成：総括班（※4）・計画研究（※5）
 - ※4 領域代表者は、次代の学術の担い手となる研究者（45歳以下の研究者）であること。
 - ※5 次代の学術の担い手となる研究者を研究代表者とする計画研究（総括班を除く）が、複数含まれる領域構成。

学術変革領域研究（A）の研究領域構成のイメージ

多様な研究者の共創と融合により提案された研究領域において、**これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを先導する**とともに、我が国の学術水準の向上・強化や若手研究者の育成につながる研究領域の創成を目指し、共同研究や設備の共用化等の取組を通じて提案研究領域を発展させる研究。

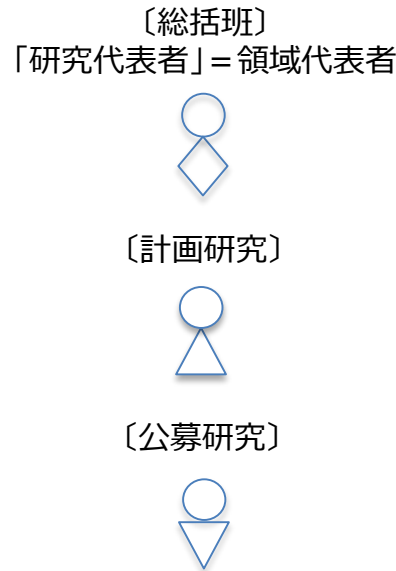


- (1-1) 次代の学術の担い手となる研究者（45歳以下の研究者）を研究代表者とする**計画研究（総括班を除く）が複数含まれること**
- (1-2) **公募研究**の総採択件数の半数程度が**若手研究者**（博士の学位を取得後8年未満又は39歳以下の博士の学位を未取得の研究者）となるよう**若手研究者を積極的に採択**
- (2) 5,000万円以上3億円まで（1研究領域/年）
※ 真に必要な場合は応募上限額を超える申請も可能

(3) 5年間

学術変革領域研究（B）の研究領域構成のイメージ

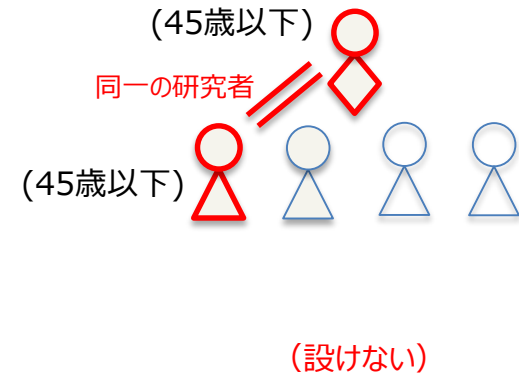
次代の学術の担い手となる研究者による少数・小規模の研究グループ（3～4グループ程度）が提案する研究領域において、**より挑戦的かつ萌芽的な研究**に取り組むことで、**これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを先導する**とともに、我が国の学術水準の向上・強化につながる研究領域の創成を目指し、**将来の（A）への展開**などが期待される研究。



(1) 領域構成

(2) 応募金額

(3) 研究期間



- (1-1) **次代の学術の担い手となる研究者（45歳以下の研究者）を領域代表者**とすること
- (1-2) 計画研究は**4課題程度**とし、次代の学術の担い手となる研究者を研究代表者とする**計画研究（総括班を除く）が複数含まれること**
- (1-3) 公募研究は**設けない**

(2) **5,000万円以下**（1研究領域/年）

(3) **3年間**

「挑戦的研究」について 「挑戦的研究」の趣旨等

【「挑戦的研究」の基本的枠組み】

「科研費による挑戦的な研究に対する支援強化について」
(平成28年12月20日 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会)

(趣旨・対象)

- ・ 「新しい原理や学理の発見・追求」、「学術の概念や体系の見直し」、「研究のブレークスルーをもたらすような、大きな発想の転換や斬新な方法論の導入」など、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを志向し、飛躍的に発展する潜在性を有する研究計画を支援。
- ・ 種目の趣旨を踏まえた真に挑戦的な研究課題を支援する観点から、制度の趣旨に沿った質の高い研究課題を選び抜くため、科研費の全体目標である採択率30%の目標にとらわれず、採択件数を一定数に絞る。一方で挑戦的な研究計画の実行が担保されるよう、応募額を最大限尊重した配分を目指す。
- ・ 「挑戦的研究」において期待される研究は当初立案した研究計画に従って遂行し得ない可能性が高いことを鑑み、その計画の柔軟な変更・実施を保証するため、学術研究助成基金による助成が適当。

(他種目との重複制限)

- ・ 科研費の種目体系においては、「基盤研究」種目群と「挑戦的研究」とは、学術の体系や方向の変革・転換を通じた発展を実現していく上で相補的な関係となるべきであり、重複制限の考え方を一律に適用することは当を得ない。
- ・ 「挑戦的萌芽研究」の新規応募は1万8,000件に上っており、重複制限を緩和した場合、審査負担が著しく増加する可能性がある。
- ・ 平成29年度助成（平成28年9月公募）からの大幅な見直しは見送るが、これは新種目の導入時の措置であり、恒久的なものとするべきではない。実際の応募動向や科研費全体を通じた重複制限の在り方の検証を踏まえつつ、当該種目の特質や「基盤研究」種目群等との役割・機能分担を適切に反映したものに見直していくことが必要。

【令和2年度公募から開始】 挑戦的な研究の促進

〈現状認識〉

- 挑戦的研究（開拓）については、比較的シニア層の応募・採択が多い傾向。これは、重複応募制限によって「基盤研究（S）」と「基盤研究（A）」にしか重複応募が可能でないことや、採択率が約10%と基盤研究種目等と比較して相当厳選されていることなどによるものと考えられる。
- 新興・融合領域の開拓を一層強化する観点から、挑戦的研究（開拓）に係る重複応募、重複受給制限の緩和について検討する必要があるのではないか。



より幅広い研究者層の挑戦的で優れた研究を促進するため、

- **挑戦的研究（開拓）と基盤研究（B）について、重複応募及び重複受給を可能とする。**

挑戦的研究（開拓）は、令和2（2020）年度から基金化

	基盤研究（S）	基盤研究（A）	基盤研究（B）
挑戦的研究（萌芽）・新規	重複応募可	重複応募可	重複応募可
挑戦的研究（開拓）・新規	重複応募可	重複応募可	重複応募可
挑戦的研究（萌芽）・継続	応募可 （重複受給可）	応募可 （重複受給可）	応募可 （重複受給可）
挑戦的研究（開拓）・継続	応募可 （重複受給可）	応募可 （重複受給可）	応募可 （重複受給可）

※「挑戦的研究（開拓）」と「挑戦的研究（萌芽）」との重複応募は不可

※「若手研究」と「挑戦的研究（開拓）」もしくは「挑戦的研究（萌芽）」との重複応募は不可

【参考】令和2年度公募で行った重複応募制限等の緩和について(その2)

「挑戦的研究（開拓）」と「基盤研究（B）」との重複応募状況

速報値

応募	挑戦（開拓）の件数	他種目との重複件数	うち基盤研究(B)との重複件数	平均年齢
令和元年度	699	488	—	53.3歳
令和2年度	1,607	1,451	934	51.8歳

採択	挑戦（開拓）の件数	他種目との重複件数	うち基盤研究(B)との重複件数
令和元年度	81	55	—
令和2年度	148	97	65

※「特設審査領域」は除く ※複数種目に対して重複応募・採択の場合、延べ数で計上 ※他種目：特別推進研究、基盤研究（S・A）等

- 挑戦的研究（開拓）の応募件数は前年度の2倍以上に増加している。また、応募した研究者の平均年齢は低下している。
- 挑戦的研究（開拓）と基盤研究（B）との重複応募、重複採択者も確認できる。
- 「新興・融合領域の開拓を一層強化する観点から、より幅広い研究者層の挑戦的で優れた研究を促進する」という目的を踏まえた緩和措置について、一定の効果があったと考えられる。

経費の取扱いに関すること等について

- 以下の資料では、令和3年度公募に関係の深い「経費の取扱い」や関連種目の動向等を説明しております。

経費の取扱いに関すること①

「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」(令和2年1月23日)等に基づくもの

1. バイアウト制度の導入について

- ・「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）について」（令和2年5月22日研究振興局、科学技術・学術政策局、研究開発局、高等教育局申し合わせ）を踏まえ、科研費においても令和3(2021)年度から研究代表者及び研究分担者の研究以外の業務の代行に係る経費の支出が可能となる。

(従前)
講義等の教育活動等やそれに付随する事務等のため研究に時間を割けない



(令和3(2021年4月～)
直接経費から代行に係る経費（バイアウト経費）を支出し、研究以外の業務を代行要員に代行してもらうことが可能に

研究に専念
できる

バイアウト制度の導入により直接経費から研究以外の業務（※）の代行に係る経費の支出が可能となり、研究に専念できる環境が整備される。

※対象業務に該当するかどうか判断し難い場合は、以下までお問い合わせください。
文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室
e-mail: kenkyuhi@mext.go.jp 電話: 03-5253-4111(内線3828,4014)

1. バイアウト制度の導入について（つづき）

- 科研費では、令和3年度以降**ほぼ全ての研究種目**（以下参照）が**バイアウト制度の対象**となります。

【バイアウト制度の対象となる種目】

特別推進研究、学術変革領域研究、新学術領域研究（研究領域提案型）（『学術研究支援基盤形成』は除く）、基盤研究、挑戦的研究（挑戦的萌芽研究を含む）、若手研究（若手研究（A・B）を含む）、研究活動スタート支援、特別研究促進費、国際共同研究強化（B）、帰国発展研究（国内の研究機関に所属した後に限る）

【バイアウト制度の対象とならない種目】

奨励研究、研究成果公開促進費、特別研究員奨励費、新学術領域研究（研究領域提案型）『学術研究支援基盤形成』、国際共同研究強化（A）（改称前の国際共同研究強化を含む）。ただし、国際共同研究強化（A）（改称前の国際共同研究強化を含む）は、必要に応じて「代替要員確保のための経費」を計上することができる。

- 令和2年度以前に採択された継続研究課題も対象。また、研究分担者がバイアウト経費を支出することも可能です。
- なお、バイアウト経費の支出を希望する場合は、所属する研究機関の構築した仕組みにのっとり、**研究機関と研究代表者（又は研究分担者）の合意に基づいて実施**することとなります。バイアウト経費を支出する場合は、以下（※）に留意しつつ、**研究計画調書の「その他」の費目に計上し、「事項」欄に必ず『バイアウト』という文言を記載**してください。

※ バイアウト制度は、研究代表者（又は研究分担者）の希望に基づき、当該研究課題に専念できる時間を拡充するための制度であることから、研究代表者（又は研究分担者）の希望の有無や、当該研究課題に専念できる時間の拡充状況（増加時間数など）等について経費の執行状況と合わせて確認する場合があります。その際、当該研究課題に専念できる時間の拡充が確認できないなど適切に支出されていない場合は当該経費の返還を求めることがありますので、各研究機関においては適切に運用してください。

2. 科研費により雇用される若手研究者の自発的な研究活動等の実施について

- 科研費被雇用者の若手研究者（※）のうち下記の条件を満たしている者は、各研究機関における必要な手続を経た上で、**雇用元の科研費の業務に充てるべき勤務時間において自発的な研究活動等を行うことが可能**です。
 - この場合には、新たに科研費の研究代表者として応募することができるほか、研究分担者になることもできます。
 - （1）若手研究者本人が自発的な研究活動等の実施を希望すること
 - （2）研究代表者等が、雇用元の科研費の推進に資する自発的な研究活動等であると判断し、所属研究機関が認めること
 - （3）研究代表者等が、雇用元の科研費の推進に支障がない範囲であると判断し、所属研究機関が認めること（雇用元の科研費の研究課題に従事するエフォートの20%を上限とする）
- （※）各年度4月1日時点において「40歳未満」又は「博士の学位取得後8年未満」の者であって、研究活動を行うことを職務に含む者。なお、科研費に応募する場合は、科研費の応募資格を満たすことが必要。

（従前）
自発的な研究活動等の実施には、雇用されているプロジェクト以外の雇用財源を確保することが必要



（令和2（2020）年4月～）
所属研究機関の承認が得られれば、雇用されているプロジェクトから人件費を支出しつつエフォートの一部（上限20%）を自発的な研究活動等に充当可能

若手研究者の
育成・確保

科研費により雇用される若手研究者の自発的な研究活動等の実施が可能に

3. 研究インテグリティに関すること

(背景)

- 「統合イノベーション戦略2020」において「研究コミュニティが、外国からの不当な影響による、我が国の卓越した研究活動や、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念を認識した上で、研究の健全性・公正性（「研究インテグリティ」）を自律的に確保していく取組が重要となることから、その問題の明確化及び対処するための方策について、研究コミュニティの間で共通の理解が図られるよう、報告書の作成等に向けた検討・働きかけを実施」とされている。
- また、「**外国資金の受入について、その状況等の情報開示を研究資金申請時の要件とし、政府資金が投入される研究を対象に透明性と説明責任を求めるとともに、虚偽申告等が判明した際の資金配分決定を取り消す**などの枠組みの具体策を検討し、所要の措置を講ずる。」とされている。

(科研費制度における取扱い)

- 外国からの資金により研究を実施している場合（受け入れ予定を含む）は、その状況等の情報開示を研究資金申請時の要件とします。

外国から資金を受け入れる場合も研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄に必ず記載すること

公募に関する注意点等①

1. チェックリストの提出について

科研費による研究の実施にあたり、研究機関事務代表者はe-Radを利用し、以下2つのチェックリスト様式のダウンロードと提出を行ってください。

- ① 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」 **提出締切：令和2(2020)年9月28日(月)**
- ② 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」 **提出締切：令和2(2020)年12月7日(月)**

チェックリストの提出がない場合には、当該研究機関に所属する研究者への交付決定を行いません。

2. 添付ファイル項目の上限ファイルサイズ見直しについて

- 今回の公募から、以下の研究種目については添付ファイル項目をアップロードする際の上限ファイルサイズを変更します。
- 引き続き、システムの安定性に留意しつつ、他の研究種目においても上限ファイルサイズの変更を検討していきます。

研究種目名		変更前	変更後
特別推進研究	研究計画調書	3MB	10MB
学術変革領域研究(A)	領域計画書	6MB	10MB
	研究計画調書	3MB	5MB
学術変革領域研究(B)	領域計画書	6MB	変更なし
	研究計画調書	3MB	5MB
基盤研究(S)	研究計画調書	3MB	5MB

公募に関する注意点等②

3. 公募期間について

公募開始
令和2(2020)年9月1日(火)

研究計画調書の提出(送信)期限
令和2(2020)年11月5日(木) 午後4時30分(厳守)

- ※いかなる理由であっても、上記の期限より後に提出(送信)された課題は受理しませんので、時間に十分余裕を持って提出(送信)してください。
- ※応募書類の提出(送信)後に、研究計画調書等の訂正、再提出等を行うことはできません。

4. 新型コロナウイルス感染症のスケジュールへの影響

公募開始時(9月1日)におけるスケジュールは次のとおりですが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、全体のスケジュールに変更が出る可能性があります。特に総合審査を実施する研究種目(※)については、スケジュールどおりに進まないことが予想されます。交付内定の時期が遅れる場合は、HP等で周知します。

特別推進研究※	基盤研究(S)※	基盤研究(A(※)・B・C)、若手研究	挑戦的研究(開拓・萌芽)※
令和2(2020)年12月～ 令和3(2021)年4月 審査 令和3(2021)年4月下旬 交付内定	令和2(2020)年12月～ 令和3(2021)年5月 審査 令和3(2021)年6月下旬 交付内定	令和2(2020)年12月～ 令和3(2021)年3月 審査 令和3(2021)年4月上旬 交付内定	令和2(2020)年12月～ 令和3(2021)年6月 審査 令和3(2021)年6月下旬 交付内定
5月中旬 交付申請	7月中旬 交付申請	4月下旬 交付申請	7月中旬 交付申請
6月下旬 交付決定	7月下旬 交付決定	4月頃 審査結果開示	8月中旬 交付決定
7月頃 審査結果開示	8月中旬 送金(前期分)	6月下旬 交付決定	8月下旬 送金(前期分)
7月中旬 送金(前期分)	8月頃 審査結果開示	7月中旬 送金(前期分)	8月頃 審査結果開示
10月頃 送金(後期分)	10月頃 送金(後期分)	10月頃 送金(後期分)	10月頃 送金(後期分)

国際共同研究の改善・充実について

「第6期科学技術基本計画に向けた科研費の改善・充実について
(中間まとめ)」
(令和2年6月30日 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会)

① 「国際共同研究強化（A）」の改善

- 本種目の趣旨は、**科研費採択者が現在実施している研究計画について、国際共同研究を行うことでその研究を格段に発展させ、優れた成果を上げる**ことを目的とし、その結果、**国際的に活躍できる、独立した研究者の養成**にも資することを旨としたもの
- 本種目における36歳以上の下限は、振興会の海外特別研究員制度の以前の応募資格を参考としたものであるが、本種目では「**基盤研究**」等の採択者であることを応募資格の要件としていることから、今後は、**より多くの採択者に応募機会を与えられるよう、下限の年齢制限は設けない**ことが適当。

② 「帰国発展研究」の改善

- 本制度は、**海外の研究機関等において独立した研究者を対象**としていることから、現在、応募資格において「**ポストドクターを除く**」としているが、**ポストドクターの中には自らの責任で自由に使用できる研究費を獲得している者などもおり**、「独立した研究者」や「ポストドクター」について、全ての分野において合意を得られるような明確な基準等を設けることは困難。
- 海外で活躍する優秀な若手研究者の応募機会を更に拡大するためには、**本種目の趣旨に合致している者であれば、「ポストドクター」という身分であったとしても、本種目への応募を認める**ことが適当。
- 自らの責任で自由に使用できる研究費を獲得していることは「独立した研究者」であることの証左になり得る**と考えられることから、今後は、**本種目の研究計画調書において、研究代表者が現に獲得している研究費の状況等を記載させる**ことも必要。その際、国によって研究費の制度、応募資格等に違いがあることに留意し、審査において一律な判断をしないよう留意する必要がある。

③ 国際共同研究を推進するための改善

- KAKEN において国際共同研究に関する情報検索を容易に行えるようにし、国際共同研究の一層の推進に資するため、科研費により国際共同研究を行った場合の相手国や相手研究機関等の情報を記載する報告書の所定欄を工夫することが必要。

○本種目は、海外の研究機関等において優れた実績を有する独立した研究者が、日本に帰国後すぐに研究を開始できるよう支援するもの。

※応募時点において帰国後の所属先が確定していなくても応募することが可能。

従来、応募資格を「応募時点において日本国外の研究機関に教授、准教授又はそれに準ずる身分（ポストドクターを除く）を有していること」としていた。



しかしながら、「ポストドクター」の中には自らの責任で自由に使用できる研究費を獲得するなど独立した研究者として活動している者もいることから、

・令和2(2020)年度公募(令和2年9月1日～11月5日)より、「ポストドクター」という身分であっても、本種目の趣旨に合致する場合には応募可能とする。

併せて、

- ・研究計画調書の記載内容の変更（海外の機関における自由に使用できる研究費の獲得実績等）
- ・「国際共同研究加速基金（帰国発展研究）の書面審査における評価基準等」において、帰国発展研究としての妥当性に係る要素を明確にするなど評価要素等の見直しを行っている。

【応募資格】

応募時点において、以下の3つ全てを満たしていること

- ① 日本国外の研究機関に教授、准教授又はそれに準ずる身分を有し、所属している者であること
- ② 現に日本国外に居住する日本国籍を有する者であること
- ③ 科研費応募資格を有していない者であること

【公募内容の概要】

- 応募総額 5,000万円以下
- 研究期間 3年以内

※帰国後、日本国内の研究機関に所属して科研費の応募資格を取得し、交付申請の手続を行った後に経費を執行することができます。また、応募資格取得後から令和4年4月30日まで交付申請を行うことができます。

「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」の公募

研究成果公開促進費 研究成果公開発表（B）のうち、「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」の公募は、**昨年度より1ヶ月程度スケジュールを前倒しし、令和2(2020)年9月1日～11月5日**となります。

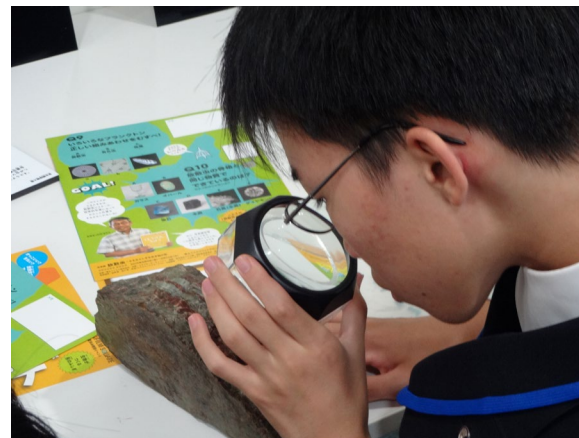
公募の詳細については、「研究成果公開促進費」の令和3(2021)年度公募要領に一元化し掲載しています。

令和元(2019)年度実施例



東京理科大学

『太陽の力を感じよう！～色素増感太陽電池の製作～』



新潟大学

『形の科学から探るアンモナイトと放散虫の世界』



1. 近年の公募内容変更事項及び

令和3年度科研費公募における主な変更点

2. **科研費審査システム改革等について**

3. 科研費の使用等に関する主な改善点・変更点

について

4. その他

科研費審査システム改革等について

- 以下の資料では、平成30年度公募から実施している「科研費審査システム改革2018」について要点を説明しております。審査システム改革後の審査は既に3回実施してきたところですが、研究者の皆様に改革の趣旨、内容が十分理解されていない可能性もあります。このため、改革の内容をあらためてご確認いただくとともに、一部誤解もあったとされる研究計画調書：「応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄等の取扱い及び審査におけるresearchmapの参照について説明しております。

「科研費審査システム改革2018」の概要

科研費の公募・審査の在り方を抜本的に見直し、
多様かつ独創的な学術研究を振興する

従来の審査システム（平成29年度助成）

最大400余の細目等で 公募・審査

細目数は321、応募件数が最多の
「基盤研究（C）」はキーワードにより
さらに細分化した432の審査区分で審査。

基盤研究（S）
基盤研究（A） （B） （C）
若手研究（A） （B）

- ・ほとんどの研究種目で、細目ごとに同様の審査を実施。
- ・書面審査と合議審査を異なる審査委員が実施する2段階審査方式。

※「挑戦的萌芽研究」を発展・見直し、平成29年度公募から新設した「挑戦的研究」では、「中区分」を使用するとともに「総合審査」を先行実施。

「分科細目表」
を廃止

新たな審査システムへ移行

新たな審査区分と審査方式 平成30年度助成（平成29年9月公募）～

大区分（11）で公募・審査 中区分を複数集めた審査区分

基盤研究（S）

中区分（65）で公募・審査 小区分を複数集めた審査区分

基盤研究（A）

挑戦的研究

小区分（306）で公募・審査 これまで醸成されてきた多様な 学術に対応する審査区分

基盤研究（B）
（C）

若手研究

「総合審査」方式－より多角的に－

個別の小区分にとられることなく審査委員全員が書面審査を行ったうえで、同一の審査委員が幅広い視点から合議により審査。
※基盤研究（S）については、「審査意見書」を活用。

- ・特定の分野だけでなく関連する分野からみて、その提案内容を多角的に見極めることにより、優れた応募研究課題を見出すことができる。
- ・改善点（審査コメント）をフィードバックし、研究計画の見直しをサポート。

「2段階書面審査」方式－より効率的に－

- 同一の審査委員が電子システム上で2段階にわたり書面審査を実施し、採否を決定。
- ・他の審査委員の評価を踏まえ、自身の評価結果の再検討。
 - ・会議体としての合議審査を実施しないため審査の効率化。

注）人文社会・理工・生物等の「系」単位で審査を行っている大規模研究種目（「特別推進研究」、「新学術領域研究」）の審査区分は基本的に現行どおり実施する。審査方式については、当該種目の見直しの進捗を踏まえて逐次改善する予定。

※詳しくは、文科省HPをご確認ください。（https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1380674.htm）

審査区分について

「科学研究費助成事業の審査システム改革について」(平成29年科学技術・学術審議会学術分科会)(抄)

※報告書全体は、https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/fieldfile/2017/01/19/1367698_01.pdf を参照

3 審査システム改革の内容等

(1) 改革の内容

現行の「分科細目表」は、本来科研費の審査区分を示すものであり、学問分野の体系化を趣旨としたものではなく、また、大学の学科・専攻や学会の分野などに基づいているものでもない。この点を明瞭にするために、現行の「分科細目表」を廃止し、新たに「審査区分表」を作成することとした。

「審査区分表」は、応募者が審査を希望する関連分野を柔軟に選択できるよう、研究種目に応じた審査区分(「小区分・中区分・大区分」)を設定し、また、審査区分と一体的に運用している審査方式についても研究種目の特性に応じた新しい方式を採用することとした。以下、これら審査区分および審査方式の見直しや関連措置を含め、平成30年度助成以降の新審査システムへの移行に係る取組全体を「科研費審査システム改革2018」と呼び、その内容を示す。

なお、「審査区分表」は、学術研究の動向を把握して、5年程度での定期的な見直しを念頭に置きつつ、軽微な内容については柔軟に対応を進めていくこととする。

① 「基盤研究(B・C)」等の審査区分(小区分)及び審査方式について

・「基盤研究(B・C)」、「若手研究」のように現行の審査システムにおいて、1細目当たりの応募件数が多い研究種目については、学術研究の多様性に配慮し、これまでに醸成されてきた多様な学術研究に対応する審査区分として306の小区分を設定する。その際、小区分が固定化されたものではなく、学術研究の新たな展開や多様な広がりにも柔軟に対応できるよう、それぞれの小区分は、「〇〇関連」とし、応募者の選択の自由を確保する。

・小区分には、応募者が小区分の内容を理解する助けとなるよう、「内容の例」を付す。各小区分の「内容の例」は、概ね10個程度とするが、本来的には各小区分の内容は今回の「内容の例」として列記されたものに限定されるものではなく、そのことを示すため、「内容の例」として列記された事項の後に「など」を加える。

・小区分では「2段階書面審査」により採否を決定する。「2段階書面審査」においては、電子システムを利用して、書面審査を2段階にわたって行う。1段階目においては、審査委員全員が全ての応募研究課題を審査する。この1段階目の審査結果に基づき採否のボーダーライン付近となった研究課題のみを対象として、同一の審査委員が2段階目の審査を行い、改めて評点を付す。その際、当該小区分の全ての審査委員の1段階目の審査意見等を参考とする。

審査区分についてのポイント

「審査区分」の設定内容を全面的に見直し

- 従来の「分科・細目表」を廃止。全体的に「大括り化」した「審査区分表（大・中・小区分による構成）」を新設。
- 「審査区分」は、
 - 学問分野の体系化を趣旨としたもの、
 - 大学の学科・専攻や学会の分野などに基づいているもの、
 - のいずれでもない。
- 審査区分は固定化されたものでなく、学術研究の新たな展開や多様な広がりにも柔軟に対応できるように、小区分は「○○関連」、中区分は「○○および関連分野」、大区分は分野名を付さずに記号（A～K）で表記し、応募者の選択の自由を確保。
- 「キーワード」は、「内容の例」に変更。10個程度を限定列記。

研究種目により適用する「審査区分」が異なる

- 研究者は、「自らが応募する研究種目」に対応する「審査区分」を選択。
- 審査委員の選考は、各「審査区分」への対応ができることを考慮。
- 審査委員に対し、「審査委員から見て審査区分の選択が不適切と思われる場合であっても、それだけを理由に評価を下げない」よう要請。

※詳しくは、文科省HPをご確認ください。

(https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/fieldfile/2017/01/19/1367698_01.pdf)

審査区分表の例

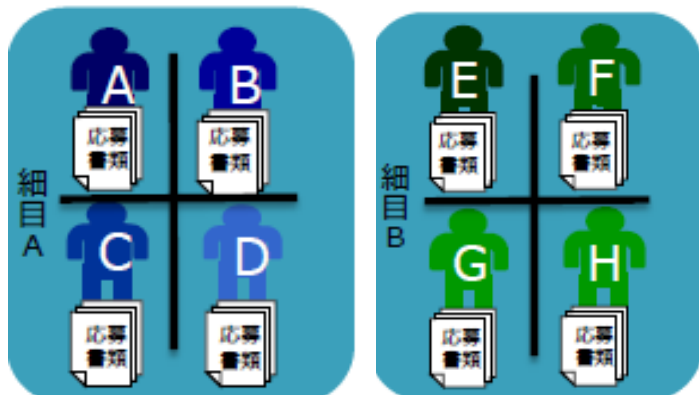
※審査区分表（小区分一覧）の例

小区分	内容の例	対応する中区分、大区分	
		中区分	大区分
64030	〔環境材料およびリサイクル技術関連〕	64	K
	循環再生材料、有価物回収、分離精製高純度化、環境配慮設計、リサイクル化学、グリーンプロダクション、ゼロエミッション、資源循環、再生可能エネルギー、バイオマス利活用、など		
64040	〔自然共生システム関連〕	64	K
	生物多様性、保全生物、生態系サービス、自然資本、生態系影響解析、生態系管理、生態系修復、生態工学、地域環境計画、気候変動影響、など		
64050	〔循環型社会システム関連〕	64	K
	物質循環システム、物質エネルギー収支解析、低炭素社会、未利用エネルギー、地域創生、水システム、産業共生、ライフサイクル評価、統合的環境管理、3R社会システム、など		
64060	〔環境政策および環境配慮型社会関連〕	64	K
	環境理念、環境法、環境経済、環境情報、環境教育、環境社会活動、環境マネジメント、合意形成、安全安心、社会公共システム、持続可能発展、など		
90010	〔デザイン学関連〕	1, 23, 61	A, C, J
	情報デザイン、環境デザイン、工業デザイン、空間デザイン、デザイン史、デザイン論、デザイン規格、デザイン支援、デザイン評価、デザイン教育、など		
90020	〔図書館情報学および人文社会情報学関連〕	2, 62	A, J
	図書館学、情報サービス、情報組織化、情報検索、情報メディア、計量情報学、情報資源、情報倫理、人文情報学、社会情報学、デジタルアーカイブス、など		

【旧方式】「2段審査」方式(分科細目表)

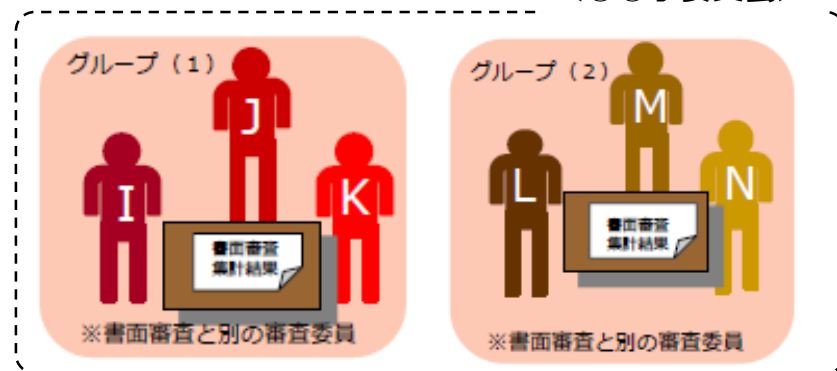
書面審査(細目ごと)

1 課題当たり、4名又は6名の審査委員が書面審査を電子システム上で個別に実施。



合議審査(〇〇小委員会)

3～5名程度の審査委員が書面審査結果に基づき、分科ごと(人社系は細目ごと)のグループで合議審査を実施し採否を決定。<〇〇小委員会>



書面審査を行う審査委員と合議審査を行う審査委員とが別々に設けられていた。



「書面審査を行った審査委員」が、他の審査委員の審査意見等を参照し、自身の審査内容を再検討できる審査方式ではなかった。

また、合議審査において、書面審査の評点に基づく合議となるため、実質的な議論にはなりにくかった。

① 総合審査(中区分、大区分)

書面審査(中区分、大区分ごと)

1課題当たり、より幅広い分野にわたって配置された複数名の審査委員が電子システム上で書面審査(相対評価)を実施。



合議審査(中区分、大区分ごと)

書面審査の集計結果をもとに、書面審査と同一の審査委員が合議によって多角的な審査を実施し、採否を決定。



平成30年度公募からの「総合審査」方式は、書面審査と合議審査を同一の審査委員が実施



「書面審査を行った審査委員」が、他の審査委員の審査意見等を参照し、自身の審査内容を再検討できる審査方式へと変更。

また、合議審査において、書面審査の点数にこだわらず検討し、全審査委員が研究計画調書に基づき、対等な立場で議論することを求めている。

書面審査の点数にこだわらず検討し、全審査委員が研究計画調書に基づき、対等な立場で議論ができる「総合審査方式」は理想的な審査方式である。

一方、全ての研究種目において「総合審査方式」を導入することは、審査委員負担の増大、スケジュールの長期化、審査運営上のコスト増大など、様々な問題点から困難。

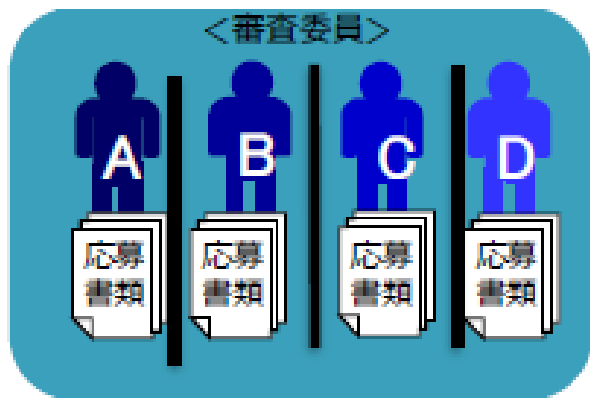
そこで、「総合審査方式」同様、他の審査委員の意見を参照できる「2段階書面審査方式」も導入。

②2段階書面審査方式 (小区分)

評点分布等については、参考資料集をご覧ください。

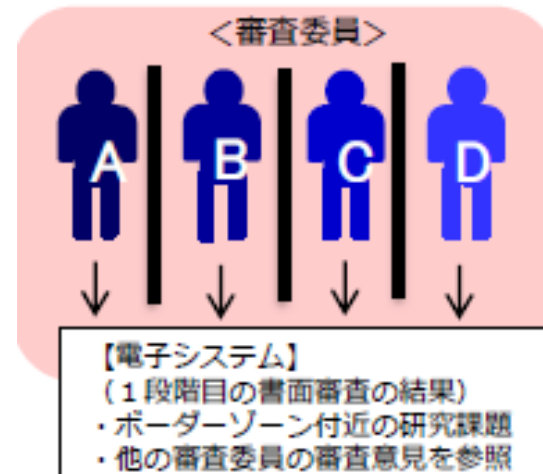
1段階目の書面審査 (小区分ごと)

1課題当たり、「小区分」ごとに配置された複数名の審査委員が電子システム上で書面審査を(相対評価)を実施。



2段階目の書面審査 (小区分ごと)

1段階目の書面審査の集計結果をもとに、他の委員の審査意見も参考に電子システム上で 2段階目の評点を付し、採否を決定 (審査委員は1段階目と同一)。



「書面審査を行った審査委員」が、他の審査委員の審査意見等を参照し、自身の審査内容を再検討できる審査方式へと変更。

【科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会等における議論の概要】

(問題意識等)

- 「研究業績」欄に必ずしも研究課題とは関係のない業績を不必要に連ねたりする可能性など、審議過程において応募、審査の本来の在り方を歪めかねない実態があるのではないか。
- 「研究業績」欄が、応募者にとって「できるだけ多くの業績でスペースを埋めなければ審査において不利になるのではないか。」といった誤った認識を与えている可能性があるのではないか。
- 研究代表者及び研究分担者の分担内容に応じた研究遂行能力を評価するために研究業績等の確認は必要だが、研究業績等の「書かせ方」については一考の余地がある。
- 科研費の審査に関し、あたかも業績偏重主義であるかのような認識を応募者その他に与える可能性については、できるだけ是正を試みるべきであり、そのための工夫を考慮する必要がある。
- 「研究業績」欄を引き続き活用する場合にあっては、応募者が研究遂行能力の評価に必要な情報を適切に記載できるような配慮が必要。(単に「欄を埋める」ことが重要であるかのような印象を払拭する必要がある。)
- 研究業績等による研究遂行能力の評価について、応募者、審査担当者の双方に正しい認識を醸成するよう努めることが必要。

研究計画調書に記載する研究業績については、当該研究計画に対する研究遂行能力を有しているか確認するためのものであることを明確化するため、審議会等による議論を経て、平成31（2019）年度公募より、基盤研究等における研究計画調書の「研究代表者および研究分担者の研究業績」欄を「応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄に変更

3 応募者の研究遂行能力及び研究環境

「基盤研究（C）の研究計画調書「3 応募者の研究遂行能力及び研究環境」より抜粋」

本欄には応募者（研究代表者、研究分担者）の研究計画の実行可能性を示すため、(1)これまでの研究活動、(2)研究環境（研究遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等を含む）について2頁以内で記述すること。

「(1)これまでの研究活動」の記述には、研究活動を中断していた期間がある場合にはその説明などを含めてもよい。

研究計画調書に留意事項を表示し、研究業績を書くことができることを明確にし、論文を引用する場合の記載方法の例を記載。

※留意事項

1. 研究業績（論文、著書、産業財産権、招待講演等）は、網羅的に記載するのではなく、本研究計画の実行可能性を説明する上で、その根拠となる文献等の主要なものを適宜記載すること。
2. 研究業績の記述に当たっては、当該研究業績を同定するに十分な情報を記載すること。
例として、学術論文の場合は論文名、著者名、掲載誌名、巻号や頁等、発表年（西暦）、著書の場合はその書誌情報、など。
3. 論文は、既に掲載されているもの又は掲載が確定しているものに限って記載すること。
4. 本留意事項（斜体の文書）は、研究計画調書の作成時には削除すること。

競争的資金における使用ルール等の統一について（抜粋）

（平成27年3月31日 平成29年4月20日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）

8 電子申請等の促進

（3）国立研究開発法人科学技術振興機構が運営するresearchmap と府省共通研究開発管理システム等の連携を促進するため、研究代表者及び研究分担者の研究業績の提出を求める事業においては、各資金制度の応募要領等にresearchmap への登録及び入力を推奨する文章を掲載し、研究者等に利用を促すとともに、研究業績として、（中略）researchmap の登録情報の活用を促すこと。なお、researchmap の更なる活用の方途について、今後も検討を進める。



令和3（2021）年度 科学研究費助成事業 科研費 公募要領（抜粋）

5 研究者情報のresearchmapへの登録について

researchmapは日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースであり、登録した業績情報は、インターネットにより公開が可能であるほか、e-Radや多くの大学の教員データベース等とも連携しており、政府全体でも更に活用していくこととされています。

また、**科研費の審査において、researchmap及び科学研究費助成事業データベース（KAKEN）の掲載情報を必要に応じて参照する取扱いとします**ので、researchmapへの研究者情報の登録をお願いします。なお、審査においてresearchmapの掲載情報を参照するに当たっては、researchmapに登録されている「研究者番号」により検索を行いますので、researchmapへ研究者情報を登録する際には、必ず「研究者番号」を登録してください。

<researchmapの具体的な取扱い>

- 科研費の審査において、研究遂行能力を有しているかについては研究計画調書で判断します。
- 審査の際に審査委員が必要に応じて参照することができますが、従前よりも審査の際に審査委員がresearchmapを参照しやすくなることから、必要な情報を積極的に登録・更新してください。
- researchmapは参考情報として参照するため、researchmapの更新・登録自体が直接的に採否に影響することはありません。
- なお、researchmapの情報は必ずしも審査に必要な情報のみではないため、審査に必要な情報までは活用しないよう審査委員に周知しています。

採択された研究課題に関する情報について

○科研費では、採択された研究課題に関する情報（研究課題名・研究者氏名・所属機関・交付予定額等）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。

これらの情報については、報道発表資料及び国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN:<https://kaken.nii.ac.jp>)等により公開します。

※KAKENの画面イメージ図

The screenshot shows the KAKEN website interface. At the top left is the 'KAKEN' logo. To its right are navigation links for '研究課題をさがす' (Search for research topics) and '研究者をさがす' (Search for researchers). On the far right, there are links for 'KAKENの使い方' (How to use KAKEN) and a language dropdown menu set to '日本語'. Below the navigation bar, there is a large 'KAKEN' logo with the text '研究課題をさがす' and '科学研究費助成事業データベース' (Research Fee Grant-in-Aid Database). To the right of the main logo, there is a notice: '令和元年度の交付決定データ（一部）の取録（2019年08月05日）' and '令和元年度の交付決定データ（一部）の取録（2019年08月05日）'. Below this, there is a paragraph of text explaining the database: '科学研究費助成事業データベースは、文部科学省および日本学術振興会が交付する科学研究費助成事業により行われた研究の当初採択時のデータ（採択課題）、研究成果の概要（研究実施状況報告書、研究実績報告書、研究成果報告書概要）、研究成果報告書及び自己評価報告書を収録したデータベースです。科学研究費助成事業は全ての学問領域にわたって幅広く交付されていますので、本データベースにより、我が国における全分野の最新の研究情報について検索することができます。' Below the text are search input fields: 'フリーワード' (Free word) and '検索' (Search). There are also checkboxes for '全文検索' (Full text search) and '詳細検索' (Detailed search).

科研費に応募される研究者は、上記を踏まえた上で応募してください。

1. 近年の公募内容変更事項及び

令和3年度科研費公募における主な変更点

2. 科研費審査システム改革等について

3. 科研費の使用等に関する主な改善点・変更点 について

4. その他

令和2(2020)年度の科学研究費助成事業(科研費)の変更点等について

1. 科研費使用ルール(補助条件及び交付条件等)の主な変更点について

(1) 合算使用の制限の緩和について

・令和2(2020)年度からは令和元(2019)年度以前に可能としていた合算使用の例に加えて、下記のとおり、一定要件の下で、**科研費の複数の研究課題の直接経費同士を合算して使用することを可能とする。**

- ① 科研費の直接経費の合算使用時に、各経費を支出する補助事業者(研究代表者又は研究分担者)が同一の研究機関に所属していること
- ② 研究機関は、合算使用を行う前に、各補助事業者の負担額の割合及びその根拠等について、各補助事業者を確認し、書面により明らかにすること

(2) 科研費で購入した図書の寄付に関する取扱いの変更について

・令和2(2020)年度からは、研究上の支障がなくなる時までの図書の寄付の留保を、購入金額によらず可能とする。

(3) 科研費で購入した設備等の所属研究機関の異動に伴う移設の取扱いの変更について

・従来、補助事業者が所属研究機関を異動する際に、科研費で購入した設備、備品又は図書(以下「設備等」という。)を移設して使用することを希望する場合、研究期間内においては、補助条件等に基づき当該設備等を補助事業者に戻還して移設させることとするとともに、研究期間終了後においては、各研究機関の定めに基づいて取り扱うこととしていた。

令和2(2020)年度からは、異動後の研究環境の整備を円滑に進め研究を一層加速させるため、また、昨今の研究者の流動性を踏まえ、**研究期間内に加えて、研究期間終了後5年間は最低限、補助事業者の希望に応じて、科研費で購入した設備等を補助事業者に戻還して移設させることとする。**

(令和2(2020)年度以降に購入した設備等に限る。)

2. 科研費電子申請システムによる交付内定通知について

- 令和2(2020)年4月以降は、書面による通知に代えて、所属研究機関担当者向けに、全ての内容を科研費電子申請システムにより通知
- 対象は、科研費電子申請システムに対応している研究種目とし、それ以外の交付内定通知は、従前どおり書面により通知

【※詳しくは、日本学術振興会ホームページをご確認ください。】

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/06_jsps_info/g_200316/index.html

(令和2年3月19日付け事務連絡)

（背景）

- 第5期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程（後期）学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程（後期）在籍者の2割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられており、各研究機関におけるRA（リサーチ・アシスタント）等としての博士課程（後期）学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。また、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議）においては、「将来的に希望する博士後期課程学生が生活費相当額程度を受給できる」ことを目標とし、具体的施策の一つとして「競争的研究費や共同研究費におけるRA等の適切な給与水準の確保の推進」が掲げられています。

（科研費制度における取扱い）

- 研究の遂行に必要な博士課程（後期）学生をRAとして雇用する場合、以下について考慮してください。
 - 各研究機関の定める基準により、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこと
 - 過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程（後期）学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮すること

博士課程（後期）学生等を研究業務に従事させる場合は、適切な対価を支払うようにしてください。

海外渡航時における科研費の中断・再開制度について

若手研究者等が海外渡航によって科研費の研究を断念することがないように、海外渡航期間に応じて自由に**科研費の中断・再開を可能とする制度改善を平成31年度助成から導入**することで、**帰国後の研究費を保障**し、若手研究者等の海外での研さん等を促進する。

1. 対象

- 海外における「研究滞在等」を対象とし、研究機関における研究活動への従事のほか、学位取得のための留学等を広く含む。
- 海外渡航に伴って退職する場合等、日本の研究機関に所属しないこととなる場合も制度活用の対象。

2. 手続等

- 研究者は、中断前に所属している研究機関を通じて、研究滞在等の事由、渡航予定期間、研究再開予定時期等について日本学術振興会に申請し、中断の承認を得る。
- 中断期間は**原則として1年以上**。
(科研費では現在も1年未満の中断の場合は研究を継続可能。本人の希望等に応じて**1年未満の中断の場合も柔軟に制度活用が可能。**)
- 中断期間は**1度の申請につき最大5年間**とし、その後の計画の変更に応じて、**中断期間の延長**や別の事由による**再度の申請が可能**。
- 日本学術振興会から、中断の承認と併せて中断期間の間有効な「条件付交付内定」を行うことで、**帰国後に直ちに科研費を使用することが可能**。(再開の際には、大学等の科研費に応募可能な日本の研究機関に所属することが必要。)

【制度活用のイメージ】 研究期間3年間で、2年10ヶ月の中断により3年間の研究期間延長を行う場合



海外における研究滞在等による科研費の研究中断 手続きのイメージ

研究期間3年間で、2年10ヶ月の中断が生じる場合



1. 近年の公募内容変更事項及び

令和3年度科研費公募における主な変更点

2. 科研費審査システム改革等について

3. 科研費の使用等に関する主な改善点・変更点

について

4. その他

各研究機関の事務担当者の方をお願いしたいこと

科研費制度では、以下のような取組により、研究費の使い勝手を向上させることで、研究者が研究により専念でき、優れた研究成果が創出されることを目指しています。

■ 制度のルールを理解した柔軟な研究費の使用

⇒基金種目や調整金制度のルールに沿った柔軟な研究費使用を可能にすることで、研究成果の最大化や研究費の無駄な使いきりや不正使用の防止にもつながります。

■ 合算使用による共用設備の購入

⇒複数の研究費資金や科研費同士を合算して共用設備を購入することで、当初の計画よりも高機能な設備を導入することが可能になるなど、より効果的な研究費の使用が可能になります。

平成29年3月24日付け、文科省高等教育局、研究振興局事務連絡として、研究費の管理・使用に係る「大学等における過度の“ローカルルール”の改善」に向けた事務連絡を発出していますので、ご参照ください。

■ 科研費により購入した設備の学内外の研究者への共用

⇒保有している設備について、他の必要としている研究者の使用が可能とすることで設備の有効活用が期待できます。



研究者に、より優れた研究成果を上げていただくためには、制度についてのご理解を深めていただくとともに、研究機関の経理管理の体制整備など、事務担当者の方のご協力が不可欠ですので、ご協力をよろしく申し上げます。

「科学研究費補助金等の適正な使用の確保に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」（平成25年11月 総務省）（※）においては、大学等において、**基金化の導入の趣旨に則った運用が行われていない事例が報告されています。**

<参考> (https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka.html)

科研費審査の依頼について(所属機関事務局)

(令和3年度基盤研究(A・B・C)、若手研究の審査依頼の例)

①令和2年12月上旬 審査資料送付(2段階書面審査分、総合審査分)

審査に当たって、審査関係資料は審査委員の所属機関事務局を経由して送付いたしますので、速やかに該当審査委員に直接手渡しの上、期日までに日本学術振興会までご連絡ください。

②令和3年1月下旬 1段階目の書面審査(2段階書面審査分)×切

審査資料は2段階目の書面審査にて使用されますので、1段階目の書面審査が終了した時点では、処分しないでください。

※ 総合審査における書面審査の×切も同時期ですが、審査資料は審査委員ご本人が日本学術振興会に直接返送する予定であるため、誤って所属機関事務局で処分しないようご注意ください。

③令和3年2月中旬 2段階目の書面審査×切(2段階書面審査分)

2段階書面審査の審査関係資料については、所属機関事務局において期限を定め、審査委員から回収し、必ず裁断等により再生不可能な状態にして処分してください。処分が完了したら、期日までに日本学術振興会にご連絡ください。

<留意事項>

- ・令和3年度の審査委員の所属・職・氏名は、令和5年度の審査終了後に、本会ホームページ上において、「令和3年度審査委員名簿」として公表する予定ですので、その旨ご留意の上、審査資料の配布に当たっても守秘の徹底にご協力ください。
- ・日本学術振興会の各担当の連絡先及び返信期日等の詳細は、今後発出される依頼文書をご確認ください。

審査委員候補者データの確認・更新について

「審査委員候補者データベース」に登録されているデータの確認・更新は、適切な審査委員を選考するために大変重要です。

例年4月頃、所属機関を通じて書面にてID・パスワードを送付し、研究者ご本人にデータの確認・更新の依頼をしております。**通年で更新が可能**ですので、「審査委員候補者情報登録システム」(<https://www-shinsaiin.jsps.go.jp>)にログインして、**情報の確認・更新をお願いします。**

特に、「**①審査可能区分**」及び「**②内容の例**」は、審査委員を選考する上で大変重要な情報ですので、必ず確認・更新してください。

【確認・更新をお願いする事項】

1. 基本情報（所属機関、職名等）

2. 「審査可能区分」及び「内容の例」

- ・ 小区分：最大3つ（2つは必須）
※小区分については「内容の例」も必ず登録してください。
- ・ 中区分：最大4つ（1つは必須）
- ・ 大区分：最大3つ（1つは必須）

3. 主な発表論文、受賞歴

4. 競争的資金の獲得状況

実務担当者向け説明会について

例年お知らせしている内容

従来より実施している各研究機関等における科研費説明会に加えて、実務担当者向け説明会についても各研究機関等からの要望に応じてJSPSより講師を派遣します。研究者向けの説明会にも対応します。

いずれの説明会についても、近隣の研究機関等も含めた複数機関での開催も可能です。

《趣旨》

- 初めて科研費の実務を担当される方々に基本的な仕組みや現状を理解していただくこと
- 実務担当者の方々に、科研費についてより深く理解していただき円滑に業務を行っていただくこと

《内容》

1. 科研費制度の概要
2. 科研費への応募・審査
3. 科研費の管理と適正な執行
4. 研究費の不正使用、研究活動における不正行為の防止 etc . . .

開催例) 複数機関におけるFD・SD研修や初任者研修、
複数機関における科研費説明会

科研費に関するご意見・ご要望受付窓口

独立行政法人日本学術振興会において、科研費関連業務について研究者等の意見・要望を取り入れた改善を進めるため、科研費ホームページ上に「科研費に関するご意見・ご要望受付窓口」を設置しています。窓口いただいた意見を踏まえ、今後も制度改善につなげていく予定です。

【入力フォームイメージ】

科研費に関するご意見・ご要望受付窓口
Window for Receiving Comments/Requests Regarding Grants-in-Aid for Scientific Research (KAKENHI)

科学研究費助成事業（科研費）に関するご意見・ご要望がありましたら、こちらのフォームに必要事項を記入してお寄せください。
このフォームは匿名で自動的に削除いたしますが、ご返信はできません。ご了承ください。

If you have any questions about the KAKENHI, please initially ask them at your affiliated research institution.

On this form, please enter each of the applicable items and push the confirm button.
JSPS will properly handle personal information that you enter in accordance with the [Privacy Policy page](#) on JSPS's website.

お名前
Name *

所属機関・部局等・職名
Affiliated institution, academic unit (etc.), position *

メールアドレス
Email address (Lower column is for confirmation) *

意見区分
Comment/Request Items *

ご意見・ご要望
Comments and Requests *

確認 Confirmation

意見区分	内容
1	科研費制度について
2	公募について(公募要領、研究計画調書の様式等)
3	審査・評価について
4	科研費の使用、各種手続きについて
5	その他

科研費に関するご意見・ご要望受付窓口

日本学術振興会科研費ホームページ：
<https://www.jsp.go.jp/j-grantsinaid/index.html>
(日本学術振興会科研費ホームページに設置した受付窓口のバナーから、専用フォームにリンク)

JAPAN SOCIETY FOR THE PROMOTION OF SCIENCE
日本学術振興会

「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」(グリーンブック)をもとにした、研究者向け・大学院生向けe-learningのサービスを提供しています。

研究を進めるにあたって知っておかなければならないことや、倫理規範や行動規範、成果の発表方法、研究費の適切な使用(研究者向けコースのみ)など、科学者としての心得が示されています。
2020年3月9日大学院生向けコース英語版を公開しました。

理事長挨拶

科学研究費助成事業関連

科学研究費助成事業
科研費
KAKEN
科学研究費助成事業データベース

登録センター

学術システム研究センター
学術情報分析センター
世界トップレベル拠点形成推進センター
人文・社会科学データインフラ構築推進センター

新型コロナウイルス感染症に関する対応について (2020年8月19日更新)

日本学術振興会(JSPS)では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、出勤する職員数を抑えつつ、引き続き、万全を期して対応して参ります。
このため、関係者の皆様には、ご不便をおかけすることもあるかと思いますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

電子申請はこちら
電子申請のご案内

ご意見・ご要望受付窓口
日本学術振興会の各事業に関するご意見・ご要望はこちら
科学研究費助成事業
その他各事業

研究不正受付窓口
不正使用・不正行為受付窓口
研究公正推進事業

意見提出窓口は日本学術振興会HPのトップページに設置しています。

(参考) 科研費を含む競争的資金全般に関する意見・要望については、内閣府において受付窓口を開設しています。
内閣府URL：<https://form.cao.go.jp/cstp/opinion-0098.html>

本資料に関する質問について

説明資料等に関するご質問については、まずは以下に掲載しているFAQをご確認ください。

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/38_jigyouseitsumekai/2020_siryou.html

FAQで解決しない場合は、次ページの問い合わせ先までご連絡ください。
多く寄せられたご質問等については、FAQを追加掲載する予定です。

問合せ先(公募の内容に関すること)

日本学術振興会が公募を行うもの

- ・ **公募要領全般**

研究助成企画課

電話 03-3263-4796

- ・ **特別推進研究、基盤研究 (S)**

研究助成第二課

電話 03-3263-4254 (特別推進研究担当)

電話 03-3263-4388 (基盤研究 (S) 担当)

- ・ **基盤研究 (A・B・C)、若手研究**

研究助成第一課

電話 03-3263-4724,1003,0996,4758

- ・ **挑戦的研究 (開拓・萌芽)**

研究助成企画課

電話 03-3263-0977

- ・ **奨励研究**

研究助成第一課

電話 03-3263-0976,0980,1041

- ・ **国際共同研究加速基金 (帰国発展研究)**

研究助成企画課

電話 03-3263-4927

文部科学省が公募を行うもの

- ・ **新学術領域研究 (研究領域提案型)**

- ・ **学術変革領域研究**

研究振興局 学術研究助成課

科学研究費第一・二係

電話 03-6734-4094

**公募に関する問い合わせは、
研究機関を通じて行ってください。**

參考資料集

総合審査：「基盤研究（S・A）」

審査方法

審査委員全員が全ての研究課題について、書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で各応募研究課題について幅広い視点から議論を行う。
なお、「基盤研究（S）」では専門分野が近い研究者が作成する審査意見書を書面審査及び合議審査で活用するとともにヒアリング審査を行う。

審査委員数

6～8名

評点分布等

✓ 研究計画調書の長所と短所をコメント

【書面審査】

4段階の相対評価：S（10%）、A（10%）、B（10%）、C（70%）

【合議審査】

応募研究課題について、1課題ごとにお互いの意見に対する率直な議論を納得がいくまで重ねて採否を決定。

- ✓ 書面審査の点数に**こだわらず**検討
- ✓ 専門分野の審査委員の判断に任せず、**全審査委員が対等**な立場で議論
- ✓ 専門知に頼らず、**研究計画調書に基づき**議論

審査結果の開示

- ・ 採択となった課題について「審査結果の所見」を開示、審査結果の所見の概要を一般に公開
- ・ 不採択となった課題についておおよその順位と「審査結果の所見」を開示

総合審査：「挑戦的研究」

審査方法

審査委員が分担して事前の選考を行った上で、審査委員全員が書面審査を行い、同一の審査委員が合議審査の場で各応募研究課題について幅広い視点から議論を行う。

(事前の選考は概要版でのみ審査。応募件数が少ない場合は実施しない。)

審査委員数

6～8名 (事前の選考は、1課題あたり3名で分担して実施)

評点分布等

【事前の選考】

4段階の相対評価：4 (10%)、3 (10%)、2 (10%)、1 (70%)

【書面審査】 (採択可能件数の2倍程度の課題を対象)

4段階の相対評価：S (採択可能件数の1/3)、A (同左)、B (同左)、C (残り)

【合議審査】

応募研究課題について、1課題ごとにお互いの意見に対する率直な議論を納得がいくまで重ねて採否を決定。

✓ 研究計画調書の長所と短所をコメント

審査結果の開示

- ✓ 書面審査の点数に**こだわらず**検討
- ✓ 専門分野の審査委員の判断に任せず、**全審査委員が対等**な立場で議論
- ✓ 専門知に頼らず、**研究計画調書に基づき**議論

合議審査で不採択となった課題についておおよその順位と「審査結果の所見」を開示 (事前の選考で不採択となった課題についてはおおよその順位を開示)

2段階書面審査：「基盤研究（B・C）」 「若手研究」

審査方法

審査委員が各研究課題について、合議審査を行わず、同一の審査委員が2段階にわたり書面審査を行う。

審査委員数

基盤研究（B）：6名
基盤研究（C）、若手研究：4名

評点分布

【1段階目の書面審査】

4段階の相対評価：4（10%）、3（20%）、2（40%）、1（30%）

（各評定要素は4段階の絶対評価）

✓ 研究計画調書の長所と短所をコメント

【2段階目の書面審査】（採否のボーダーゾーンの課題を対象）

4段階の相対評価：A（採択予定件数の1/3）、B（同左）、C（同左）、D（残り）

※2段階目の対象について、一部の審査委員が極端に低い評点を付した研究課題についても考慮

✓ 1段階目において他の委員が書いたコメントを参照

審査結果の開示

不採択となった課題についておおよその順位、各評定要素の素点（平均点）、
「定型所見」を開示

2段階書面審査の流れ（イメージ）

【12月上旬～1月中旬】

【2月上旬～2月下旬】

1段階目の
書面審査

(利害関係対象課題
の確認を含む)

ボーダーゾーンより
総合評点の平均点が
高い課題

ボーダーゾーン

(採択予定件数の
上位80%～120%)

ボーダーゾーンより
総合評点の平均点が
低い課題

2段階目の
書面審査

審査委員のうち1名でも
評点1を付した課題

2段階目
審査対象課題

審査委員1名のみ評点1
を付しているが、当該評
点を除いて平均点を算出
するとボーダーゾーン以
上に該当する課題

2段階目の書
面審査結果上
位の課題（半
数程度）

採択研究課題

交付内定

【4月1日】

科研費制度・運用上の主な改善一覧①

年度	事項	年度	事項
H11	<ul style="list-style-type: none"> ○「国際学術研究」を「基盤研究」に統合。外国旅費等について、使用制限を大幅緩和 ○日本学術振興会に審査・交付業務の移管を開始 	H17	<ul style="list-style-type: none"> ○基盤研究等の応募手続きに、電子申請システムを導入
H13	<ul style="list-style-type: none"> ○基盤研究(S)を創設 ○間接経費の措置を開始(特推、基S・A等) ○直接経費から研究支援者の雇用を可能とした 	H18	<ul style="list-style-type: none"> ○研究実績報告書の提出期限を5月末に延伸
H14	<ul style="list-style-type: none"> ○継続的・安定的に研究費を交付するため、研究計画終了前年度応募の仕組みを新設 ○基盤研究等において、不採択課題の審査結果の開示を開始 ○研究支援者の年度末までの雇用を可能とするため、実績報告書の提出期限を延伸 	H19	<ul style="list-style-type: none"> ○ガイドラインを踏まえ、機関管理・監査体制の整備を応募要件化
H15	<ul style="list-style-type: none"> ○日本学術振興会に学術システム研究センターを新設 ○繰越制度を導入 ○育児休業等に伴い、研究中断制度を新設 ○不正に使用した研究者に、応募資格停止のペナルティーを導入 	H20	<ul style="list-style-type: none"> ○研究成果報告書(冊子体)を廃止し、KAKENデータベースで公表 ○若手研究の年齢対象を37歳以下から39歳以下へ変更 ○用途制限のない他の経費との合算使用を可能に変更 ○費目間変更可能な範囲を総額の30%から50%未満に制限を緩和
H16	<ul style="list-style-type: none"> ○科研費ルールの整理・見直し、研究者及び研究機関向けのハンドブックを新たに作成 ○日本学術振興会に審査委員DBを構築し、配分機関による審査委員選考を開始 ○基盤研究等の書面審査に、電子審査システムを導入 	H21	<ul style="list-style-type: none"> ○若手研究へ受給回数制限の導入 ○繰越申請手続きの簡素化を実施 ○電子申請システムとe-Radのログイン機能を統合
		H22	<ul style="list-style-type: none"> ○応募資格の変更(学生を応募資格から除外) ○科研費被雇用者の応募資格の取扱いを明確化 ○電子申請システムを利用して、審査結果の情報を開示
		H23	<ul style="list-style-type: none"> ○基金化の導入(基盤(C)、挑戦的萌芽研究、若手(B)) ○「競争的資金」の使用ルール等の統一化及び簡素化・合理化

科研費制度・運用上の主な改善一覧②

年度	事項	年度	事項
H24	<ul style="list-style-type: none"> ○一部基金化の導入(基盤(B)、若手(A)) ○複数の科研費やその他の経費を合算して、設備の共同購入ができるように変更 ○科研費ロゴタイプを制定 ○不正使用の交付制限期間2~5年を1~10年に変更 	H29 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> ○「特設分野研究」の新規設定を停止し、「挑戦的研究」の審査区分として「特設審査領域」を設定 ○交付手続きのペーパーレス化を推進 ○連携研究者を廃止し、研究協力者に統合
H25	<ul style="list-style-type: none"> ○補助金に「調整金」の枠を設定 ○繰越申請手続きに電子申請システムを導入 	H30	<ul style="list-style-type: none"> ○国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(B))の新設 ○計画調書審査における「researchmap」、「KAKEN」データベース活用機能を整備
H26	<ul style="list-style-type: none"> ○日本学術振興会特別研究員(SPD・PD・RPD)に間接経費を措置 ○科研費の全ての交付業務を日本学術振興会に移管 	H31 R1	<ul style="list-style-type: none"> ○研究活動スタート支援の基金化を導入 ○海外渡航時における科研費の中断・再開制度の導入 ○学術変革領域研究(A・B)の創設
H27	<ul style="list-style-type: none"> ○「国際共同研究加速基金」を創設 ○「特設分野研究基金」を創設 ○基盤(B)・若手(A)の一部基金を取りやめ、補助金化 	R2	<ul style="list-style-type: none"> ○挑戦的研究(開拓)の基金化を導入 ○合算使用の制限緩和 ○交付内定通知の電子化
H28	<ul style="list-style-type: none"> ○「挑戦的研究(開拓、萌芽)」を創設 		
H29	<ul style="list-style-type: none"> ○従来の「分科細目表」を廃止し、新たな審査区分及び審査方式を導入 (科研費審査システム改革2018の実施) ○若手研究の応募要件を39歳以下という年齢制限から博士号取得後8年未満に見直し ○特別推進研究に、受給回数制限を設定 ○「若手研究(B)」の新規採択者から「独立基盤形成支援」の配分を行う仕組みを試行的に導入 		